令和元年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞【公募要領】

「第1版」からの主な変更点と特記事項

＜第１版からの主な変更点＞

・第2回受付締切分においても「新型コロナウイルス感染症加点」を継続

・今後、補助金電子申請システムの利用が可能となること【現在準備中】

・その他文言の補足・修正等

※変更箇所の詳細は「新旧対照表」のとおり。

＜『新型コロナウイルス感染症加点』の「売上減少証明書」についての特記事項＞

①第１回受付締切分に限り、市区町村からの証明書の交付が受付締切までに間に合わない場合、他の応募書類を期日内に提出し、その際、「売上減少証明書の交付が遅れているので、おって追加提出する」旨の文書（様式なし）を同封すれば、１週間以内の延着を特別に認めます。

ただし、追加提出の期限は「4月7日（火）【最終日当日消印有効】」とします。

　　　＊証明書を追加提出される際は、送付時の封筒の表に「売上減少証明書（追加提出）在中」とお書きください。

②第1回受付締切分への応募を想定して市区町村から「売上減少証明書」の交付を受けたが、応募に間に合わない等の理由から第２回受付締切分への応募に変更した場合、市区町村から交付された証明書には「一次公募」専用と記載されていても、そのまま第２次受付締切分への応募に使用できます。